

南陽市企業立地奨励金

企業誘致の促進、立地企業の定着及び雇用の増大を図るため、次の要件に該当する事業者に、奨励金を交付します。

1 対象業種

日本標準産業分類による製造業、情報通信業、運輸業及び卸売業

2 対象事業者

南陽市内に事業所を①「新設」又は②「増設」する事業者（個人事業者を含みます。）

①「新設」とは、

- ・市外の事業者が、市内に新たに事業所を設置すること。
- ・市内の事業者が、既設の事業所以外の場所（市内）に新たに事業所を設置すること。

②「増設」とは、

- ・市内の事業者が、市内の既設の事業所を拡張すること。

※①、②ともに空き事業所を取得する場合を含みます。

3 奨励金の種類、交付要件、交付額、交付期間

種類	交付要件	交付額	交付期間
固定資産税相当額奨励金	投下資本額(注)が、3,000万円以上であること	家屋及び土地に係る 固定資産税相当額 ※固定資産税の課税を免除された額を除く。	3年
用地取得奨励金	投下資本額(注)が、5,000万円以上であること	用地取得費 × <u>10%</u> （工業団地以外は8%） ※交付期間の各年度で分割して交付	5年
建物取得奨励金	投下資本額(注)が、5,000万円以上であること	建物取得費 × <u>5%</u> （5億円超部分は3%） ※交付期間の各年度で分割して交付	5年

→ **用地取得奨励金** 及び **建物取得奨励金** の合計額は、1億円が限度になります。

(注)
投下資本額

事業所の新設（増設）のために要する家屋及び土地（※）の取得価額をいいます。
※土地の取得日から1年以内に、当該土地を敷地とする家屋の建設の着手又は空き事業所の取得があった場合に限ります。

【お問合せ先】

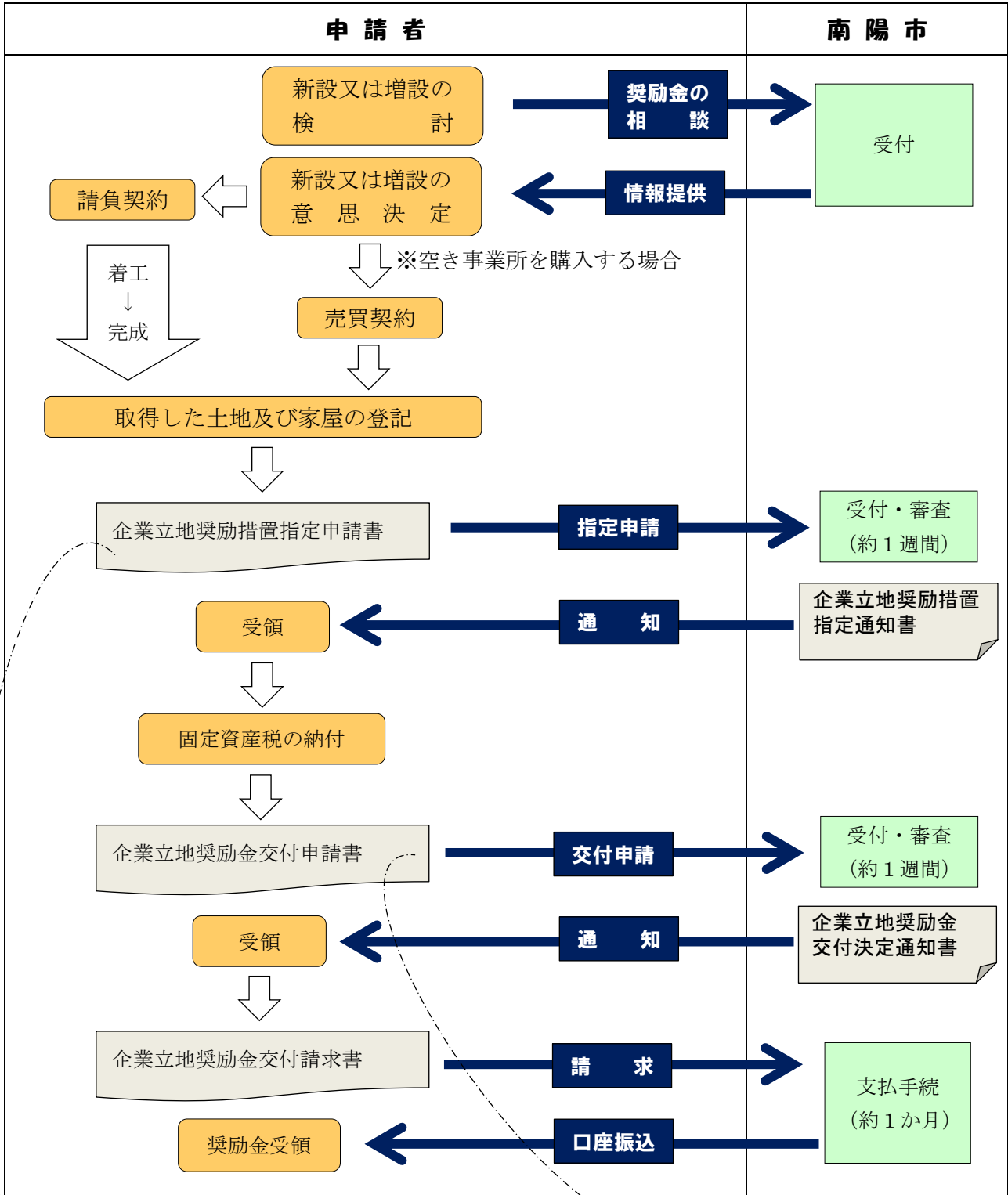
南陽市 商工観光課 商工労政係

電話：0238-40-3211（内線312）

FAX：0238-40-3422

E-mail：syoko@city.nanyo.yamagata.jp

＜申請から奨励金受領までの流れ＞



● 【指定申請のときの提出書類】

- ①企業立地奨励措置指定申請書
- ②会社法人登記事項（履歴・全部）証明書
※個人事業者は、住民票の写し
- ③土地及び家屋の登記事項（履歴・全部）証明書
- ④納税証明書
- ⑤税情報閲覧等同意書
- ⑥建築確認済証、検査済証の写し又はこれらに類する書類
- ⑦土地及び家屋の売買契約書、工事請負契約書及びこれらに係る領収書の写し

● 【交付申請のときの提出書類】

- 企業立地奨励金交付申請書
納税証明書